

河川水質モニタリングに関する採取方法及び分析方法に関する諮問

2024年9月10日 三井石油開発

1. 諮問の経緯及び目的

現在、定期的に河川水を定点観測地点で採取し、水質を分析している。この際、河川水に濁りが認められた際の対処法を明確に取り決めていない。よって、今後の河川水質モニタリングをより適切に実施するために、技術的なアドバイスを求めることを目的として、以下について諮問する。

2. 諮問内容

- 河川水が懸濁していた場合の対処方法を以下の通りとしたいがよろしいか。

河川水の水質モニタリングは、河川水中に溶存している砒素等の濃度を把握することが目的である。よって、河川水が懸濁している場合の対応を以下の通りとし、試料採取者と三井石油開発担当者が協議の上、適切な方法を選択する。

- ① 時間が経過し、河川水の濁りが消失し透明度が高い状態となった時点で採水する。
- ② 定点観測地点の近傍で懸濁していない箇所がある場合、その場所で採水する。
- ③ 採水時に測定する濁度や電気伝導度が既存の測定値と大きく異なるなどの異常があった場合には、試料採取者が定点観測地点の周辺や河川の状況などを観察し、その状況を写真などと併せて三井石油開発の担当者へ報告する
- ④ 三井石油開発の担当者は、報告された状況をふまえて、適切な採水方法を判断し、採水担当者へ指示する。
- ⑤ 河川水の分析にあたっては、通常時はろ過しないが、河川水に濁りがあったため上記①および②の対処を行い採水した試料については、水質分析をろ過ありとなしの2通りで行う。
- ⑥ 上記の事項は試料採取者等の関係者に周知の上、河川の濁りおよび現場測定値の異常があった場合には、その経緯や対処にあたっての判断等を確実に記録する。

以上